

記載例3

経常所得の赤字と譲渡・一時所得の黒字との通算（譲渡所得が赤字の場合）

(設例) 「事業所得・営業等」の「所得金額」 Δ 2,000,000 円
「不動産所得」の「所得金額」 1,600,000 円
「総合課税の譲渡所得」の「短期」の「差引金額」 Δ 500,000 円
「一時所得」の「差引金額」 3,500,000 円

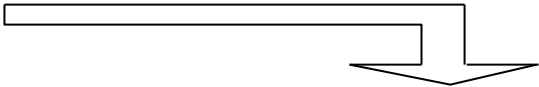
(申告書B第一表)

収入金額等	事業	営業等	㊦																	
	業	農	業	㊧																
	不	動	産	㊨																
	利	子		㊩																
	配	当		㊪																
	給	与		㊫																
	雑	公的年金等		㊬																
		その他		㊭																
	総合譲渡	短期		㊮																0
		長期		㊯																0
所得金額	一	時		㊰																0
	事業	営業等		①																0
	業	農	業	②																0
	不	動	産	③																0
	利	子		④																0
	配	当		⑤																0
	給与			⑥																0
	雑			⑦																0
	総合譲渡・一時			⑧																0
	合計			⑨																0

(申告書B第二表)

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
短期譲渡		円	円	円
				Δ 500,000
一時				3,500,000



一	時	㊰																		

- (注) 1 「総合譲渡・短期」㊮の赤字(Δ 500,000 円)と経常所得(「事業・営業等」①から「雑」⑦までの通算後の金額)の赤字(Δ 400,000 円)を「一時」㊰の黒字(3,000,000 円)と通算する場合には、まず、「総合譲渡・短期」㊮の赤字を通算し、次に経常所得の赤字と通算するため、「一時」㊰は、通算前の金額(下段: 3,000,000 円)及び「総合譲渡・短期」㊮の赤字との通算後の金額(中段: 2,500,000 円)をそれぞれかつこで囲み、さらに上段に経常所得の赤字との通算後の金額(2,100,000 円)を記載します(「一時」㊰は三段書きとなります。)
- 2 「事業・営業等」①の赤字(Δ 2,000,000 円)は、他の経常所得(「事業・農業」②から「雑」⑦までの所得)及び「総合譲渡・短期」㊮、「総合譲渡・長期」㊯、「一時」㊰と通算を行う場合でも通算前の金額を記載します。
- 3 「合計」⑨には、経常所得(「事業・営業等」①から「雑」⑦までの通算後の金額)の赤字と「総合譲渡・一時」⑧との通算後の金額が黒字であるから、「総合譲渡・一時」⑧の金額を記載します。